様式第３（第３条関係）

令和8年6月12日　1/　1頁

公委第700236号

弁明通知公示送達書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の４第６項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第７項の規定により、通知します。

なお、同条第６項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年6月12日

京都府公安委員会　印

記

1　弁明書の提出先

〒602-8550　京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町８５の３
京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター

2　弁明書の提出期限

令和8年 6月26日　まで

3　弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
君嶋　れい華	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-108-260221-520007 号）
林　勇太	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-131-260405-750001 号）

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名

注　道路交通法第51条の４第７項の規定により、この公示をした日から起算して２週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。